

## コンビニ決済サービス開始のご案内

日頃から浄化槽の法定検査に関しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、当協会では、検査料金のお支払につきまして、これまでの現金、口座振込み及び口座引き落としに加え、コンビニ決済が利用可能となりました。

なお、コンビニでのお支払いの場合は、払込手数料は不要となります。

今後とも、県民の皆様が高く評価してもらえるような浄化槽検査を目指し、尚いっそうの努力をしていく所存でございますので、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。